

職業紹介事業者の皆様へ

～事業運営のルールが変わります～

＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や関連する省令・指針の改正に伴い、業務運営等について職業紹介事業者の皆様にご留意いただきたい点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 職業紹介の実績等を情報提供する義務

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトにおいて、職業紹介の実績に関する下記①～⑦の情報提供を行うことが義務付けられます。

情報提供が必要な事項

| | |
|---|---|
| ① | 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に就職した者の数 |
| ② | ①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数 |
| ③ | ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数（※） ※離職者数の調査が必要ですが、返戻金制度に基づき手数料を返戻等した者の数を集計することにより離職者数を集計しても差し支えありません。 |
| ④ | ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数 |
| ⑤ | 手数料に関する事項（手数料表の内容） |
| ⑥ | 返戻金制度（※）の導入の有無及び導入している場合はその内容 ※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他これに準ずる制度 |
| ⑦ | その他、職業紹介事業者の選択に資すると考えられる情報【任意】 |

情報提供の方法

①～④については「人材サービス総合サイト」（<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>）に入力し、⑤～⑦については人材サービス総合サイト上でPDFの登録又は自社HPのURLの登録を行ってください。⑤及び⑥については、2018（平成30）年1月1日から掲載を行い、変更があれば速やかに更新することが必要です。

掲載時期は次ページ

※ 掲載作業の詳細については、人材サービス総合サイトの改修に合わせてお知らせします。

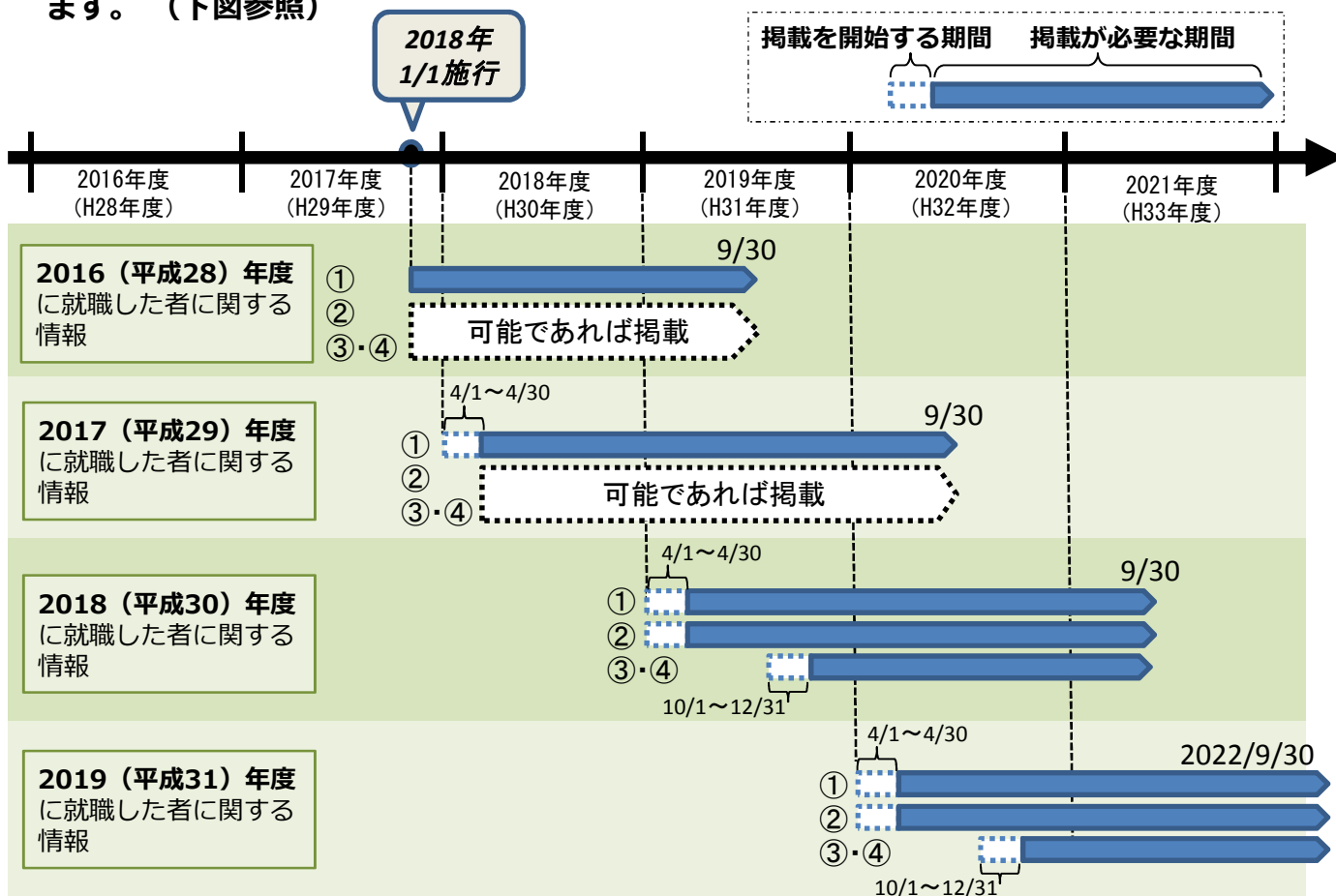
※ 第三者に掲載のための作業を委託することは差し支えありません。

情報提供する時期

▶ 前ページ①～④の情報提供については、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

| | 情報の内容 | 掲載開始・更新時期 | 掲載期間 |
|---|--------------------------|------------------|---------|
| ① | 各年度の就職者数 | 翌年度の4月1日～4月30日 | 原則2年6か月 |
| ② | 各年度の無期雇用就職者数 | 翌年度の4月1日～4月30日 | 原則2年6か月 |
| ③ | ②のうち、6か月以内離職者数 | 翌年度の10月1日～12月31日 | 原則2年間 |
| ④ | ②のうち、6か月以内に離職したか否か不明な者の数 | 翌年度の10月1日～12月31日 | 原則2年間 |

▶ ただし、2017（平成29）年度に就職した者に関する情報までは、所要の経過措置があります。（下図参照）



2 求職者等へ明示する必要がある労働条件等

▶ 省令において、次の事項の明示が義務付けられました

- ・ 試用期間の有無及び期間、試用期間中の労働条件
- ・ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ・ 派遣労働者として雇用しようとする場合は、その旨

▶ また、以下の事項についても、明示すべきであることが指針に明記されました。

- ・ 固定残業代制を採用する場合、固定残業代を除いた基本給の額、固定残業時間、固定残業時間を超えた場合は追加で給与を支払う旨
- ・ 裁量労働制を採用する場合には、その旨

3 求人・求職管理簿、事業報告への記載事項

求人・求職管理簿について、2018（平成30）年度に就職した者についての情報から、これまでの記載事項に加えて、新たに以下①～③の事項を記録することが必要となります。（これまでと同様、様式は自由です。）

| | |
|---|--|
| ① | 期間の定めのない労働契約を締結した場合は、その旨 |
| ② | 転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から2年間） 例：採用年月日＝2018（平成30）年4月1日 禁止期間＝2018（平成30）年4月1日～2020（平成32）年3月31日 |
| ③ | 無期雇用就職者については、就職から6か月以内に離職したか否か |

※ これらについては、2018（平成30）年度に就職した者に関する情報から記載することが必要となりますが、それ以前の就職者についても、可能な範囲で記載することが望ましいものです。

労働局に提出する事業報告についても、これまでの報告事項に加えて、新たに以下①～④の事項の報告が必要となります。提出時期と報告する情報の内容は、次の表のとおりです。

| 提出時期 報告する情報 | | 提出時期 | | | |
|----------------|--|------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | | 2018年4月 (旧様式) | 2019年4月 (新様式) | 2020年4月 (新様式) | 2021年4月 (新様式) |
| ① | 各年度の無期雇用就職者数 | 記載不要 | 2018年度就職者数 | 2019年度就職者数 | 2020年度就職者数 |
| ② | ①のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数及び離職したかどうか判明しなかった者の数 | 記載不要 | (可能であれば記載) 2017年度に就職した者に関する数 | 2018年度に就職した者に関する数 | 2019年度に就職した者に関する数 |
| ③ | 返戻金制度の有無及び導入している場合はその内容 | 記載不要 | 提出時点の有無及び内容 | 提出時点の有無及び内容 | 提出時点の有無及び内容 |
| ④ | 職業紹介に従事する従業員の人数及び従業員に対する教育の内容 | 記載不要 | 2019年3月末の従業員数及び2018年度に実施した教育の内容 | 2020年3月末の従業員数及び2019年度に実施した教育の内容 | 2021年3月末の従業員数及び2020年度に実施した教育の内容 |

※ 2018年4月提出分まではこれまでと同じ旧様式を使用し、2019年4月提出分から新様式を使用してください。

4 求人者に対する啓発等の必要性

・今回の改正で、求人者は、求人票の労働条件と労働契約の内容が異なる場合等には、変更内容等を明示することが必要となります。また、求人者に対する厚生労働大臣による指導監督等の規定が整備されます。これらを踏まえ、労働条件等の明示などが適正に行われるよう、職業紹介事業者は求人者に理解を求めていくことが大切です。

・また、求人票については、ハローワークで使用している求人票や記載例等も参考にしながら、労働条件等の明示が適切に行われるようにしてください。求人票や記載例等は、ハローワークのホームページに掲載していますので、ご参照ください（下記URL参照）。

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/material/_localhost/doc/kyuujin2903.pdf#page=5

5 紹介した求職者への対応に関する留意点

職業紹介事業者は、紹介した求職者が早期に離職することの無いよう、以下①～④の事項を遵守することが必要です。

| | |
|---|--|
| ① | 自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります。）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。 |
| ② | 手数料に関して、返戻金制度を設けることが望まれます。 |
| ③ | 求職者・求人者双方に、それぞれから受理する手数料の明示が必要です。 |
| ④ | 求職者等を勧誘するに当たっては、お祝い金等の金銭を支給することは望ましくありません。 |

6 職業紹介責任者の遵守事項

職業紹介責任者は、以下①②の内容を遵守することが必要です。

| | |
|---|---|
| ① | 職業紹介責任者は、職業紹介の従業者に対し、事業運営の改善向上のための教育を行わなければなりません。（外部の講習に参加させることも可能です。） |
| ② | 職業紹介責任者は、「厚労省人事労務マガジン」に登録して、労働関係法令の最新の情報を確認しなければなりません。なお、第三者に代理で登録してもらうことなどにより、配信内容を確認することも差し支えありません。 https://merumaga.mhlw.go.jp/ （又は「厚労省人事労務マガジン」と検索）から登録してください。 |

これらの他、以下のような改正が行われています。詳しくは業務運営要領等をご確認ください。

- ・許可の欠格事由に「暴力団員」等が追加されました。（2017（平成29）年4月1日施行）
- ・複数の職業紹介事業者と提携する場合は、個人情報保護措置を適切にとる等の必要があります。
- ・一定の法令違反を繰り返す事業主等からの求人について、受理しないことができるようになります。公布（2017（平成29）年3月31日）から3年以内に施行予定であり、施行日等の詳細は今後政省令等で定められます。

【問い合わせ先】 都道府県労働局

| 労働局名 | 課室名 | 電話番号 | 労働局名 | 課室名 | 電話番号 |
|------|-----------|--------------|------|-----------|--------------|
| 北海道 | 需給調整事業課 | 011-738-1015 | 三重 | 需給調整事業室 | 059-226-2165 |
| 青森 | 需給調整事業室 | 017-721-2000 | 滋賀 | 需給調整事業室 | 077-526-8617 |
| 岩手 | 需給調整事業室 | 019-604-3004 | 京都 | 需給調整事業課 | 075-241-3225 |
| 宮城 | 需給調整事業課 | 022-292-6071 | 大阪 | 需給調整事業第一課 | 06-4790-6303 |
| 秋田 | 需給調整事業室 | 018-883-0007 | 兵庫 | 需給調整事業課 | 078-367-0831 |
| 山形 | 需給調整事業室 | 023-626-6109 | 奈良 | 需給調整事業室 | 0742-32-0208 |
| 福島 | 需給調整事業室 | 024-529-5746 | 和歌山 | 需給調整事業室 | 073-488-1160 |
| 茨城 | 需給調整事業室 | 029-224-6239 | 鳥取 | 職業安定課 | 0857-29-1707 |
| 栃木 | 需給調整事業室 | 028-610-3556 | 島根 | 職業安定課 | 0852-20-7017 |
| 群馬 | 需給調整事業室 | 027-210-5105 | 岡山 | 需給調整事業室 | 086-801-5110 |
| 埼玉 | 需給調整事業課 | 048-600-6211 | 広島 | 需給調整事業課 | 082-511-1066 |
| 千葉 | 需給調整事業課 | 043-221-5500 | 山口 | 需給調整事業室 | 083-995-0385 |
| 東京 | 需給調整事業第一課 | 03-3452-1472 | 徳島 | 需給調整事業室 | 088-611-5386 |
| | 需給調整事業第二課 | 03-3452-1474 | 香川 | 需給調整事業室 | 087-806-0010 |
| 神奈川 | 需給調整事業課 | 045-650-2810 | 愛媛 | 需給調整事業室 | 089-943-5833 |
| 新潟 | 需給調整事業室 | 025-288-3510 | 高知 | 職業安定課 | 088-885-6051 |
| 富山 | 需給調整事業室 | 076-432-2718 | 福岡 | 需給調整事業課 | 092-434-9711 |
| 石川 | 需給調整事業室 | 076-265-4435 | 佐賀 | 需給調整事業室 | 0952-32-7219 |
| 福井 | 需給調整事業室 | 0776-26-8617 | 長崎 | 需給調整事業室 | 095-801-0045 |
| 山梨 | 需給調整事業室 | 055-225-2862 | 熊本 | 需給調整事業室 | 096-211-1731 |
| 長野 | 需給調整事業室 | 026-226-0864 | 大分 | 需給調整事業室 | 097-535-2095 |
| 岐阜 | 需給調整事業室 | 058-245-1312 | 宮崎 | 需給調整事業室 | 0985-38-8823 |
| 静岡 | 需給調整事業課 | 054-271-9980 | 鹿児島 | 需給調整事業室 | 099-803-7111 |
| 愛知 | 需給調整事業第一課 | 052-219-5587 | 沖縄 | 需給調整事業室 | 098-868-1637 |

改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能**となります。

このリーフレットでは、制度の概要や、業務運営などについて**職業紹介事業者の皆さまにご留意いただきたい点**をお知らせします。

| | 改正前 | 改正後 |
|----|--|--|
| 原則 | すべての求人を受理しなければならない | |
| 例外 | 以下のいずれかに該当する求人は、受理しないことができる。 ① 内容が法令に違反する求人 ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人 ③ 求人者が労働条件を明示しない求人 青少年の雇用の促進等に関する法律の指針に基づき、ハローワークが不受理にできる「一定の労働関係法令違反の求人者からの新卒者向け求人」は受理しない旨、取扱職種等の範囲の届け出を行っていただくよう勧奨しています。 | ④一定の労働関係法令違反の求人者による求人 ⑤暴力団員など（※）による求人 （※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者 |

【あわせて、以下の規定が整備されます】

- ① 職業紹介事業者は、求人者に対して自己申告を求められることができる
- ② 求人者が自己申告を行わなかった場合にも、求人を受理しないことができる
- ③ 求人者が事実と相違する自己申告を行った場合、都道府県労働局が勧告・公表などを行うことができる

➔ **自己申告の内容が事実と相違するおそれがある場合には、都道府県労働局までお知らせください！**



改正職業安定法の施行に伴い、青少年の雇用の促進等に関する法律の指針に基づく取扱職種の範囲の届け出を行うことは不要となります。現在、この届け出を行っている事業者の皆さまは、許可更新のタイミングなどにあわせて、可能な範囲で、取扱職種の範囲の変更手続きをお願いします。

求人不受理の対象となる場合

| 対象となる主なケース | 基本となる不受理期間 |
|---------------------------------|---|
| 労働基準法及び最低賃金法に関する規定 | 1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合 法違反の是正後6か月経過するまで |
| | 対象条項違反により送検され、公表された場合 送検された日から1年経過するまで |
| 職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定 | 対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合 法違反の是正後6か月経過するまで |

⇒ 対象となる法律の規定については、次のページへ

求人不受理の対象となる規定

| 法律 | 対象条項 |
|-----------|--|
| 労働基準法 | <p><男女同一賃金>第4条、<強制労働の禁止>第5条、<労働条件明示>第15条第1項及び第3項、<賃金>第24条、第37条第1項及び第4項、<労働時間>第32条、第36条第6項（第2号及び第3号）、第141条第3項、<休日・休暇等>第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、<年少者関係>第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、<妊産婦関係>第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項</p> <p>（※）労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用される場合を含む。</p> |
| 最低賃金法 | 第4条第1項 |
| 職業安定法 | <p><労働条件等の明示>第5条の3第1項、第2項及び第3項、<求職者等の個人情報の取扱い>第5条の4、<求人の申込み時の報告>第5条の5第3項、<委託募集>第36条、<労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止>第39条、第40条、<労働争議への不介入>第42条の3において読み替えて準用する第20条、<秘密を守る義務>第51条</p> |
| 男女雇用機会均等法 | <p>第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条及び第13条第1項</p> <p>（※）労働者派遣法第47条の2の規定により適用される場合を含む。</p> |
| 育児・介護休業法 | <p>第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条、第26条及び第52条の4第2項（第52条の5第2項において準用する場合を含む）</p> <p>（※）労働者派遣法第47条の3の規定により適用される場合を含む。</p> |

求人不受理の実施に当たっての留意事項

- (1) 求人の受理に当たっては、**求人の申し込みが求人不受理の要件に該当するかどうかについて、求人者に対して自己申告を求め、確認してください。**（自己申告書の例は次のページへ）
- (2) 求人の申し込みが**求人不受理の要件に該当することを知った場合には、求人の申込みを受理しないことが望ましい**とされています。

★ 労働基準法、最低賃金法などによる送検・公表などの情報や、職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法による公表などの情報は、厚生労働省ホームページにおいてまとめています。

→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>



■ 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」（令和元年法律第24号）の施行に伴い、**令和2年6月1日から、対象となる規定などの一部が改正**され、以下の①または②の規定に違反し、勧告・公表された場合も、求人不受理の対象となります。

○ 追加される対象となる法律の規定

- ① 労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
（※）具体的には：男女雇用機会均等法第11条第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）、育児・介護休業法第25条第2項
- ② 職場におけるパワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
（※）具体的には：労働施策総合推進法第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。）（労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。）

○ 追加される対象となるケース

労働施策総合推進法第33条第2項の規定により公表され、是正後6か月経過していない場合など

自己申告書の例（表面）

自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____

◇自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項（※1、2）違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

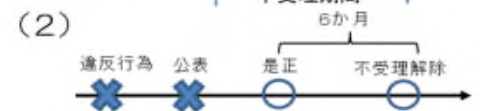
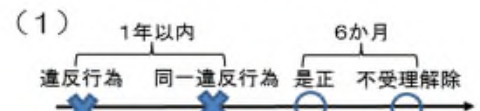
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



（※1）対象となる労働基準法の規定

| 内容 | 規定 |
|------------|---|
| 男女同一賃金 | 第4条 |
| 強制労働の禁止 | 第5条 |
| 労働条件の明示 | 第15条第1項及び第3項 |
| 賃金 | 第24条、第37条第1項及び第4項 |
| 労働時間 | 第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項 |
| 休憩、休日、有給休暇 | 第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項 |
| 年少者の保護 | 第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条 |
| 妊産婦の保護 | 第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項 |

※ 労働者派遣法第44条（第4項を除く）により適用する場合を含む。

（※2）対象となる最低賃金法の規定

| 内容 | 規定 |
|------|--------|
| 最低賃金 | 第4条第1項 |

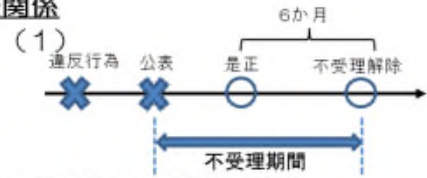
自己申告書の例（裏面）

2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項（※3、4、5）違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表（注1）され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

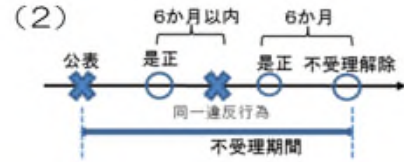
（注1）職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。



(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



（※3）対象となる職業安定法の規定

| 内容 | 規定 |
|--------------------|--------------------------|
| 労働条件等の明示 | 第5条の3第1項、第2項及び第3項 |
| 求職者等の個人情報の取扱い | 第5条の4 |
| 求人申込み時の報告 | 第5条の5第3項 |
| 委託募集 | 第36条 |
| 労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止 | 第39条、第40条 |
| 労働争議への不介入 | 第42条の3において読み替えて準用する法第20条 |
| 秘密を守る義務 | 第51条 |

（※4）対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

| 内容 | 規定 |
|--------------------|---------------------------|
| 性別を理由とする差別の禁止 | 第5条、第6条、第7条 |
| 出産等を理由とする不利益取扱いの禁止 | 第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1項 |
| セクシュアルハラスメント関係 | 第11条第1項 |
| 妊娠中、出産後の健康管理措置 | 第12条、第13条第1項 |

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

（※5）対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

| 内容 | 規定 |
|----------------------------------|---|
| 育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止 | 第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む）、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条、第52条の4第2項（第52条の5第2項において準用する場合を含む。） |
| 所定外労働等の制限 | 第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む。）第23条第1項、第2項及び第3項、第26条 |

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理事由

- a 暴力団員（注2）に該当する。
 b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
 c 暴力団員が自身（又は法人）の事業活動を支配している。

（注2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他（求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。）

職業紹介事業者は、同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないとされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

【留意事項】

令和2年6月1日より、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）の施行に伴い以下の規定等が追加されます。

- (1) 内容：労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
 規定：男女雇用機会均等法第11条第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）、育児・介護休業法第25条第2項
 (2) 内容：職場におけるパワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
 規定：労働施策総合推進法第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。）（労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。）
 また、(2)の規定に違反し、労働施策総合推進法第33条第2項の規定により公表され、是正後6か月経過していない場合等も、求人不受理の対象となる場合として追加されます。

職業紹介事業の運営ルールが変わります

職業安定法が改正され、求人等に関する情報の的確な表示や個人情報の保護に関するルールが変わります。また、求人メディア等に関する届出制が創設されます。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

- 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
- 求人情報、求職者情報を**正確・最新の内容に保つ措置**を講じなければなりません。

対象となる情報

広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象となります。



求人者の労働条件を特定の求職者に明示するよりも前に、ウェブサイト等を通じて求職者に提供する求人情報が対象です。

対象の広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送等

正確かつ最新の内容に保つ措置

求人情報・求職者情報を正確かつ最新の内容に保つため、以下の措置を講じなければなりません。

いずれも講ずる必要がある措置

- 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。
- 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。

いずれかを講ずる必要がある措置

- 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。または
 - 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
- ※なお、これらの措置は可能な限りいずれも講ずることが望ましいです。

事業の実績に関する情報

職業紹介事業に関する実績も、例えば以下のような表示をしないようにする必要があります。

×

- 実際の取扱い求人件数が1000件程度のところを、1万件程度あると表示する。
- 全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する。
- 様々な仮定を置いた上で就職決定率を算出・表示する一方で、その仮定を表示していない、非常に見えにくい状態にしている。

虚偽の表示の禁止

以下のような場合は**虚偽の表示**に該当する場合があります。

×

- 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する。
- 「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人であった。
- 実際の賃金よりも高額な賃金の求人として掲載する。
- 所謂おとり求人として、実際には紹介できない求人を掲載する。

誤解を生じさせる表示をしないための注意点

虚偽の表示ではなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば以下のような点に留意してください。

また、求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいものです。

| | |
|----------------|------------------------------|
| 業務内容 | 一般事務 …① |
| 契約期間 | 期間の定めなし |
| 試用期間 | 試用期間あり（3か月） |
| 就業場所 | 本社（●県●市●一●） 又は △支社（△県△市△一△） |
| 就業時間 | 9:00～18:00 |
| 休憩時間 | 12:00～13:00 |
| 休日 | 土日、祝日（年末年始を含む） |
| 時間外労働 | あり（月平均20時間） |
| 賃金 | 月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円） …② |
| 加入保険 | 雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険 |
| 受動喫煙防止措置 | 屋内禁煙 |
| 募集者の氏名または名称 | 〇〇株式会社 …③ |
| 派遣労働者として雇用する場合 | 雇用形態：派遣労働者ではない |

①業務内容

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

- × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する
- × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する
- × フリーランス（委託）の募集と雇用契約の募集を混同する

②賃金

固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

- × 【月給】 32万円
- 【基本給】 25万円 【固定残業代】 7万円
※時間外労働の有無に関わらず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

③募集者の氏名または名称

優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしてはなりません。

- × A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示

モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

- × 【給与】 400万円～【モデル給与】 1000万円～（社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示）
- 【給与】 400万円～600万円
- 【給与】 400万円～600万円【モデル給与】 555万円（同職種社員の給与の平均を例示）

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- ×
 - ・ 「職業紹介のために使用します。」とのみ表示。
- - ・ 「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します」と表示。
 - ・ 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。
 - ・ 「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します」と表示。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、以下の事業を行う事業者も職業安定法の「**募集情報等提供事業者**」になりました。

- インターネット上の公開情報等から**収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス**
- 求人企業や求職者だけでなく、**職業紹介事業者や他の求人メディア等（募集情報等提供事業者）から求人情報・求職者情報の提供依頼を受けたり、情報提供先にするサービス**

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者（求職者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されます。

届出が「必要」な例

- ・会員登録を求めている場合
- ・メールアドレスを集めて配信している場合
- ・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例

- ・紙媒体でのみ情報提供している場合



職業紹介事業の一環として、受理した求人の情報をウェブ等を通じて提供し、求職者が直接求人者に連絡・応募できないような場合は、特定募集情報等提供の届出は不要です。

さらに詳しく知るための情報

■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html



■人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。

2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



都道府県労働局 問い合わせ先

| 労働局 | 課室 | 電話番号 | 労働局 | 課室 | 電話番号 | 労働局 | 課室 | 電話番号 |
|-----|-----------|--------------|-----|-----------|--------------|-----|---------|--------------|
| 北海道 | 需給調整事業課 | 011-738-1015 | 石川 | 需給調整事業室 | 076-265-4435 | 岡山 | 需給調整事業室 | 086-801-5110 |
| 青森 | 需給調整事業室 | 017-721-2000 | 福井 | 需給調整事業室 | 0776-26-8617 | 広島 | 需給調整事業課 | 082-511-1066 |
| 岩手 | 需給調整事業室 | 019-604-3004 | 山梨 | 需給調整事業室 | 055-225-2862 | 山口 | 需給調整事業室 | 083-995-0385 |
| 宮城 | 需給調整事業課 | 022-292-6071 | 長野 | 需給調整事業室 | 026-226-0864 | 徳島 | 需給調整事業室 | 088-611-5386 |
| 秋田 | 需給調整事業室 | 018-883-0007 | 岐阜 | 需給調整事業室 | 058-245-1312 | 香川 | 需給調整事業室 | 087-806-0010 |
| 山形 | 需給調整事業室 | 023-676-4618 | 静岡 | 需給調整事業課 | 054-271-9980 | 愛媛 | 需給調整事業室 | 089-943-5833 |
| 福島 | 需給調整事業室 | 024-529-5746 | 愛知 | 需給調整事業第一課 | 052-219-5587 | 高知 | 職業安定課 | 088-885-6051 |
| 茨城 | 需給調整事業室 | 029-224-6239 | | 需給調整事業第二課 | 052-685-2555 | 福岡 | 需給調整事業課 | 092-434-9711 |
| 栃木 | 需給調整事業室 | 028-610-3556 | 三重 | 需給調整事業室 | 059-226-2165 | 佐賀 | 需給調整事業室 | 0952-32-7219 |
| 群馬 | 需給調整事業室 | 027-210-5105 | 滋賀 | 需給調整事業室 | 077-526-8617 | 長崎 | 需給調整事業室 | 095-801-0045 |
| 埼玉 | 需給調整事業課 | 048-600-6211 | 京都 | 需給調整事業課 | 075-241-3225 | 熊本 | 需給調整事業室 | 096-211-1731 |
| 千葉 | 需給調整事業課 | 043-221-5500 | 大阪 | 需給調整事業第一課 | 06-4790-6303 | 大分 | 需給調整事業室 | 097-535-2095 |
| 東京 | 需給調整事業第一課 | 03-3452-1472 | 兵庫 | 需給調整事業課 | 078-367-0831 | 宮崎 | 需給調整事業室 | 0985-38-8823 |
| | 需給調整事業第二課 | 03-3452-1474 | 奈良 | 需給調整事業室 | 0742-88-0245 | 鹿児島 | 需給調整事業室 | 099-803-7111 |
| 神奈川 | 需給調整事業課 | 045-650-2810 | 和歌山 | 需給調整事業室 | 073-488-1160 | 沖縄 | 需給調整事業室 | 098-868-1637 |
| 新潟 | 需給調整事業室 | 025-288-3510 | 鳥取 | 職業安定課 | 0857-29-1707 | | | |
| 富山 | 需給調整事業室 | 076-432-2718 | 島根 | 職業安定課 | 0852-20-7017 | | | |

医療 介護 保育

分野における

適正な
有料職業紹介事業者の
認定制度



「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、
申請条件、必須・基本基準を満たす紹介事業者を、
「適正認定事業者」として認定しています。

★ 適正事業者として認定されるとこんなメリットがあります

認定マークを使用できます

自社のサービスサイト、パンフレット、名刺等に
右記の認定マークを掲載することができます。

〔認定マーク〕



特設サイト上で公表します

特設サイトで各適正認定事業者がどの分野で認定を受けているのか公表し、
求人が適正認定事業者を選択しやすいように分野や職種ごとに検索できるようにします。

関係業界に周知します

全国の医療機関、介護施設、保育園等にリーフレットを配布する等、広く周知を行います。

詳しくは特設サイトをご確認ください

- ・ 認定制度の詳細
- ・ 申請条件・必須・基本基準
- ・ 申請受付期間



<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

2025（令和7）年1月1日施行

職業紹介事業の許可条件が追加されます

■ 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。

■ 新たに追加される許可条件の内容

- その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。） に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- **許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。**
- 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。
- 更新時期を迎える前に（当該許可条件が付される前に）上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付すこととなります。

■ 厚生労働省ホームページ

職業紹介事業の業務運営要領の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>



■ 詳細は、都道府県労働局の需給調整事業課室へお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

| 労働局 | 課室 | 電話番号 | 労働局 | 課室 | 電話番号 | 労働局 | 課室 | 電話番号 |
|-----|-----------|--------------|-----|-----------|--------------|-----|---------|--------------|
| 北海道 | 需給調整事業課 | 011-738-1015 | 富山 | 需給調整事業室 | 076-432-2718 | 島根 | 職業安定課 | 0852-20-7017 |
| 青森 | 需給調整事業室 | 017-721-2000 | 石川 | 需給調整事業室 | 076-265-4435 | 岡山 | 需給調整事業室 | 086-801-5110 |
| 岩手 | 需給調整事業室 | 019-604-3004 | 福井 | 需給調整事業室 | 0776-26-8617 | 広島 | 需給調整事業課 | 082-511-1066 |
| 宮城 | 需給調整事業課 | 022-292-6071 | 山梨 | 需給調整事業室 | 055-225-2862 | 山口 | 需給調整事業室 | 083-995-0385 |
| 秋田 | 需給調整事業室 | 018-883-0007 | 長野 | 需給調整事業室 | 026-226-0864 | 徳島 | 需給調整事業室 | 088-611-5386 |
| 山形 | 需給調整事業室 | 023-676-4618 | 岐阜 | 需給調整事業室 | 058-245-1312 | 香川 | 需給調整事業室 | 087-806-0010 |
| 福島 | 需給調整事業室 | 024-529-5746 | 静岡 | 需給調整事業課 | 054-271-9980 | 愛媛 | 需給調整事業室 | 089-943-5833 |
| 茨城 | 需給調整事業室 | 029-224-6239 | 愛知 | 需給調整事業第一課 | 052-219-5587 | 高知 | 職業安定課 | 088-885-6051 |
| 栃木 | 需給調整事業室 | 028-610-3556 | 三重 | 需給調整事業室 | 059-226-2165 | 福岡 | 需給調整事業課 | 092-434-9711 |
| 群馬 | 需給調整事業室 | 027-210-5105 | 滋賀 | 需給調整事業室 | 077-526-8617 | 佐賀 | 需給調整事業室 | 0952-32-7219 |
| 埼玉 | 需給調整事業課 | 048-600-6211 | 京都 | 需給調整事業課 | 075-241-3225 | 長崎 | 需給調整事業室 | 095-801-0045 |
| 千葉 | 需給調整事業課 | 043-221-5500 | 大阪 | 需給調整事業第一課 | 06-4790-6303 | 熊本 | 需給調整事業室 | 096-211-1731 |
| 東京 | 需給調整事業第一課 | 03-3452-1472 | 兵庫 | 需給調整事業課 | 078-367-0831 | 大分 | 需給調整事業室 | 097-535-2095 |
| | 需給調整事業第二課 | 03-3452-1474 | 奈良 | 需給調整事業室 | 0742-88-0245 | 宮崎 | 需給調整事業室 | 0985-38-8823 |
| 神奈川 | 需給調整事業課 | 045-650-2810 | 和歌山 | 需給調整事業室 | 073-488-1160 | 鹿児島 | 需給調整事業室 | 099-803-7111 |
| 新潟 | 需給調整事業室 | 025-288-3510 | 鳥取 | 職業安定課 | 0857-29-1707 | 沖縄 | 需給調整事業室 | 098-868-1637 |

2025（令和7）年1月1日施行

職業紹介事業の許可条件が追加されます

■ 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。

■ 新たに追加される許可条件の内容

- その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。） に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- **許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。**
- 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。
- 更新時期を迎える前に（当該許可条件が付される前に）上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付すこととなります。

■ 厚生労働省ホームページ

職業紹介事業の業務運営要領の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>



■ 詳細は、都道府県労働局の需給調整事業課室へお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

| 労働局 | 課室 | 電話番号 | 労働局 | 課室 | 電話番号 | 労働局 | 課室 | 電話番号 |
|-----|---------------|--------------|-----|---------------|--------------|-----|---------|--------------|
| 北海道 | 需給調整事業課 | 011-738-1015 | 富山 | 需給調整事業室 | 076-432-2718 | 島根 | 職業安定課 | 0852-20-7017 |
| 青森 | 需給調整事業室 | 017-721-2000 | 石川 | 需給調整事業室 | 076-265-4435 | 岡山 | 需給調整事業室 | 086-801-5110 |
| 岩手 | 需給調整事業室 | 019-604-3004 | 福井 | 需給調整事業室 | 0776-26-8617 | 広島 | 需給調整事業課 | 082-511-1066 |
| 宮城 | 需給調整事業課 | 022-292-6071 | 山梨 | 需給調整事業室 | 055-225-2862 | 山口 | 需給調整事業室 | 083-995-0385 |
| 秋田 | 需給調整事業室 | 018-883-0007 | 長野 | 需給調整事業室 | 026-226-0864 | 徳島 | 需給調整事業室 | 088-611-5386 |
| 山形 | 需給調整事業室 | 023-676-4618 | 岐阜 | 需給調整事業室 | 058-245-1312 | 香川 | 需給調整事業室 | 087-806-0010 |
| 福島 | 需給調整事業室 | 024-529-5746 | 静岡 | 需給調整事業課 | 054-271-9980 | 愛媛 | 需給調整事業室 | 089-943-5833 |
| 茨城 | 需給調整事業室 | 029-224-6239 | 愛知 | 需給調整事業 第一課 | 052-219-5587 | 高知 | 職業安定課 | 088-885-6051 |
| 栃木 | 需給調整事業室 | 028-610-3556 | 三重 | 需給調整事業室 | 059-226-2165 | 福岡 | 需給調整事業課 | 092-434-9711 |
| 群馬 | 需給調整事業室 | 027-210-5105 | 滋賀 | 需給調整事業室 | 077-526-8617 | 佐賀 | 需給調整事業室 | 0952-32-7219 |
| 埼玉 | 需給調整事業課 | 048-600-6211 | 京都 | 需給調整事業課 | 075-241-3225 | 長崎 | 需給調整事業室 | 095-801-0045 |
| 千葉 | 需給調整事業課 | 043-221-5500 | 大阪 | 需給調整事業 第一課 | 06-4790-6303 | 熊本 | 需給調整事業室 | 096-211-1731 |
| 東京 | 需給調整事業 第一課 | 03-3452-1472 | 兵庫 | 需給調整事業課 | 078-367-0831 | 大分 | 需給調整事業室 | 097-535-2095 |
| | 需給調整事業 第二課 | 03-3452-1474 | 奈良 | 需給調整事業室 | 0742-88-0245 | 宮崎 | 需給調整事業室 | 0985-38-8823 |
| 神奈川 | 需給調整事業課 | 045-650-2810 | 和歌山 | 需給調整事業室 | 073-488-1160 | 鹿児島 | 需給調整事業室 | 099-803-7111 |
| 新潟 | 需給調整事業室 | 025-288-3510 | 鳥取 | 職業安定課 | 0857-29-1707 | 沖縄 | 需給調整事業室 | 098-868-1637 |